

2013年6月24日

国務大臣
国家公安委員長 古屋 圭司 様

特定非営利活動法人 日本法医学会
理事長 平岩 幸一

死因・身元調査法に基づく解剖の委受託について

貴職におかれましては、日頃より国民の安全のためご尽力いただいていることに対して、心より敬意を表します。

さて、去る4月1日に、「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」（以下「死因・身元調査法」と称する）が施行され、この新法に基づく解剖が始まりました。従来、明確な法律の規定がないまま行われてきた刑事訴訟法対象外の死因調査について明文化した点、さらには、司法解剖の個人への鑑定嘱託とは異なり、明確に大学法人等との委受託が規定された点などは、わが国の死因究明制度の充実という面で一歩前進と評価していたところです。

しかしながら、この法律の施行後、私たち学会に様々な苦情がありました。そこで、私たちは「新法解剖に関するアンケート」（別紙参照のこと）を実施し、広く会員の声を集めたところ、次のような問題点が明らかになってまいりました。

その第一は、解剖経費等の面で各都道府県警によってあまりにも大きな差があるという点です。一見犯罪性がないと判断される死体について、犯罪性がないと確定しようとするのであれば、解剖だけで死因を判定することは困難であり、組織検査、薬毒物検査や血液生化学検査等による諸検査が死因の特定に必要となることから、従来の司法解剖以上の、検査設備や人員が必要となります。人件費も賄われず、検査の経費も出ない金額による委託は、大学や個人に無償奉仕を強いる以外に、真の死因究明ができず、今後も犯罪見逃し事案の発生を抑止できないことにつながるのは自明です。本来ならば、解剖医や補助者、検査職員等を確保する計画に基づき、新法を施行すべきですが、従前の解剖機関の人員を前提として、かつ安価で実施するならば、この新制度の行く末は極めて悲観的にならざるをえません。

次に、その対価に関して司法解剖同様の「謝金」という表現が使われているということも問題です。そもそも死因究明の医学的な調査は様々な分野の専門家がチームとして行うべきであり、個人への嘱託、あるいは謝金という発想は根本的に改めるべき、というのが私たちの立場です。刑事訴訟法という制約のもとに行われる司法解剖とは異なったシステムを目指すべきと考えております。

第三の点は、明確な契約がないまま従前の承諾解剖同様の解剖依頼が来たケースがあるということです。法律の趣旨を踏まえれば、まずは国家公安委員会が厚生労働大臣と協議

のうえ委託機関に関する基準を定め、都道府県公安委員会がその基準に該当する大学法人を認め、それに基づいて都道府県警本部が大学法人等と契約を結び、その大学法人に対し委託するという手続きを踏むのが当然です。その際、都道府県警本部としても、従来のような教授個人と交渉するのではなく、各大学法人のしかるべき部署との話し合いによって契約を締結すべきです。それが、少なくとも5大学で正規の契約のないまま、従来の承諾解剖などに準じる形で委託がなされているのは極めて遺憾です。

第四は、解剖の実施にあたって法の主旨と異なる運用がなされている点です。新法第6条には、解剖の要否に関し委託機関の専門家の意見を聴くことになっていますが、3割を超える機関でそうした確認はされていないとの回答がありました。

第五は、新法解剖に付すべき事案が明確になっていないという点です。従来なら司法解剖を行うべき身元不明死体までもが新法解剖になっているという実態があります。本来、法医学的死因調査を充実させるための制度が司法解剖の代替になるというのは本末転倒です。

こうした経過を踏まえ、私たちは、貴職に対しまして下記のとおり要望いたします。

記

1. 新法に基づく解剖の委託にあたっては、法医学教室教授等個人を交渉相手とするのではなく、大学法人等との契約に基づいて実施すること。その際、従前の制度を踏襲するのではなく、あくまで新法の主旨を生かして行うこと。
2. 死因・身元調査法第6条3項の「基準」に関して、その内容を開示すること。
3. 警察庁として解剖や諸検査に関する一定の指針を作成し、それをもとに、解剖経費、人件費、報告書作成費、検査費等、対価の最低基準を各都道府県警に示すこと。
4. 「専門的な知識経験を有する者の意見を聴き」という死因・身元調査法第6条1項の主旨を都道府県警察に周知し、徹底を図ること。
5. 死因・身元調査法に基づく解剖に付する事案について、警察庁において具体的な指針を作成し都道府県警察に通知すること。

以上

なお、この要望は、死因究明等推進法第6条1項に規定されている「一 法医学に関する知見を活用して死因究明を行う専門的な機関の全国的な整備」あるいは、「五 死体の検案及び解剖の実施体制の充実」の議論の際にも、ぜひ生かしていただきますよう、この推進法も担当されている貴職に対し、併せてお願い申し上げます。

新法解剖に関するアンケート

去る4月1日、「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」（略称：「死因・身元調査法」）が施行され、この法律に基づく解剖（以下「新法解剖」）の実施が始まりました。しかし、この実施にあたっては、本学会所属会員から、様々な意見が寄せられ、学会としても先般の理事会で、公式に政府あるいは所管している警察庁に対し、何らかの意見表明をすべきであるとの意思一致がなされ、広く皆様の忌憚のないご意見をうかがうため、このアンケート調査を実施することになりました。お忙しいところ恐縮ですが、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

1. 所属機関（大学等）名、回答者の職名、氏名をうかがいます。

所属機関 _____

職名 _____ 氏名 _____

2. 貴機関（大学法人等）では新法解剖に関し、警視庁又は道府県警察本部（以下「県警本部等」）と契約を交わしましたか。該当の記号に○を付けてください。

A 契約し、実施している（契約の予定も含む）

B 契約していないし、実施していない

C その他

(_____)

（以下3は、契約した、あるいは契約の話し合いをした方にうかがいます。）

3. 県警本部等との交渉に際し、大学法人または医学部等はどのように関わりましたか。

A 大学法人または医学部等の方の参加を得て対応した。

B 法医学教室（講座）又は教授等が対応し、大学法人等に判断を求めた。

C 事実上、法医学教室（講座）又は教授等が単独で行った。

D その他

()

(以下4は、県警本部等と契約を交わした機関の方にかがいます。)

4. 契約主体として署名した方の役職はどなたでしたか。

A 大学法人の学長等団体の長、又は医学部、医系大学院の長

B 法医学教室(講座)の長または教授等個人

5. 貴殿は当初、今回の新法解剖が教授個人への嘱託ではなく、大学法人等機関への委託であることを理解していましたか。

A 理解していた B 理解していなかった

C その他

()

(以下6～9は、新法解剖を実施している機関の方にかがいます。)

6. 新法解剖に対する対価は1体あたりいくらですか。謝金、報告書作成料、毒薬物検査、組織検査等、経費についての基準や明細があれば、それもお返答ください。

--

7. 貴機関で予定されている新法解剖数は年間何体ですか。地区に複数機関があり、内訳が不詳の際は、〔 〕内に地区名(県等)を記した上、総数を記してください。(単独の予定数の場合、〔 〕内は空欄で結構です。)

(〔 〕)

8. 死因・身元調査法第六条には、「第三項に規定する法人又は機関に所属する医師その他法医学に関する専門的な知識経験を有する者の意見を聴き」

(以下はすべての方にかがいます。)

1 1. この新法解剖実施を含め、法医学教室（講座）が行っている司法解剖等に関する業務について大学法人等の対応は如何ですか。（複数回答可）

- A 本来の学問・研究・教育と直接関係のない業務であり、できれば縮小したいと考えている。
- B これら業務には社会的責任もあり、現状維持でよいと考えている。
- C 特に、関心は低く、どちらかと言えば傍観している。
- D 死因究明体制整備は必要であり、法医学の充実を図るべきと考えている。
- E 外部経費が入れば、大学法人にとってもメリットがあり、それ次第では拡大してもよいと考えている。
- F その他
()

1 2. この新法解剖の実施を含め、現在の死因究明・身元確認等に関する制度に関して皆様のお考えを自由にご記入ください。

ご協力ありがとうございました。